

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 3-10-1 石井ビル 8階

倒産防止共済制度を解約するのは9月までのほうが良いです

Q 当社は倒産防止共済制度に加入して、すでに掛金の合計額が上限の800万円に達しています。令和6年の税制改正で解約した場合の取り扱いが9月以前と10月以降だと大きく変わると聞きましたが、これはどういうことでしょうか？

解説

今回の改正で倒産防止共済を解約し、再度契約を締結した場合、その解約した日から2年を経過する日までの間に支出した掛け金については、損金算入できないこととなりました。

1. 中小企業倒産防止共済制度の概要について

倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）は中小企業者の取引先が倒産した場合に、自らが連鎖倒産や著しい経営難に陥るなどの事態を防止するために共済金の貸付を行う制度です。中小企業者の方々の経営の安定を図ることを目的に掛け金の最大10倍（上限8000万円）の金額を無担保・無保証で借り入れることができます。掛け金は月額5千円から20万円までの範囲（5,000円刻み）で、掛け金総額800万円に達するまで積み立てることができ、支払った掛け金は税務上、損金や経費にすることができます。また、**40か月以上支払っていれば、解約時に積み立てた掛け金の100%が返金されます。**

2. 改正の背景

本来は貸付金の活用で連鎖倒産を防ぐのが趣旨の制度ですが、現実的には税制上の優遇から短期間で解約と加入を繰り返して、節税を図る加入者が多く、本来の制度利用に基づく行動ではないと国が問題視しました。

3. 今回の改正の内容

中小企業倒産防止共済契約を令和6年10月1日以後解約し、再度契約を締結した場合において、**その解約した日から2年を経過する日までの間に支出した掛け金について、法人税法上の損金または所得税法上の必要経費に算入ができなくなりました。**

要するに…

倒産防止共済の早期の解約を検討している方は**9月中に解約すること**をお勧めします。もし10月以降に解約すると、再加入した場合の掛け金の全額が、税務上の経費に落とすことができなくなる可能性があります。